

# 反障害通信

18. 8. 17

71号

## 「自然災害」と政治の責任

こここのころ、地震、豪雨災害が相次いでいます。アメリカハリケーン被害ですでに語られていたことがあります。被害がアフリカ系住民の居住地区に集中していたという話です。差別による格差からする被害の差があったのです。アメリカの公民権運動を引っ張ったキング牧師は公民権法がやっとのことで成立したときに、「これで終わりではない、これからは形を変えた貧困という人種差別との闘いである」という趣旨の話をしていました。よく、「自然災害」と言うことが言われますが、純粋な「自然災害」ということは、今の時代にはあり得ないのです。

7月の西日本豪雨災害で多大な被害がもたらされました。地域には最近ハザードマップというものが作られています。洪水や山崩れなどの危険性が指摘された地図です。テレビのニュースで、今回の洪水被害とそのハザードマップによる浸水がほとんど一致していると地図を使って説明していました。テレビのニュースはそれ以上突っ込みません。わたしはハザードマップを作ったら、それでおしまいということではないはずだと思います。ハザード解消施策が必要なはずです。確かに、家が建てられた後に科学的研究や調査が進みハザードマップが作られたのかもしれませんが。そして、逆に治水施策として、作ったダムが逆に大規模水害の原因になるという指摘もされています。また、ダム（などの大規模公共投資）がその意義や意味というところがあいまいになりゼネコンの金儲けのために作られるという事態も生み出しています。その意味と意義ということを精査していくことが政治だと思うのです。東日本大震災の後に、かさ上げ住宅とか作られています。どうして被害が起きてから、対策が講じられていくのか、もう何度も水害や土砂崩れの中で何人もの命が失われています。政治に先手先手の対処が必要です。もっと幅広い観点を入れると、大洪水などが昨今起きることは地球温暖化という問題があるということも言われています。これこそ、世界的規模での対策、その中における政治の責任の問題があるのです。

今回の問題に戻ります。いつまで、ひとが死んでから災害対策本部を作るといことがくりかえされていくのでしょうか？ こういう話をしていると、お金のことが問題にされます。「外遊」をしお金をばらまいていて、そして平和憲法を改正しようとする中で軍備を増強するお金があって、なぜひとの命のことでお金がないという話になるのでしょうか？ ハザード解消ということに時間がかかるとしても、避難指示の徹底や避難計画・態勢の構築ということの施策が必要になっているのだと思います。

そもそも、気象庁が豪雨警戒の記者会見を開き、注意を呼びかけ、避難指示が地方自治体で出始めていて、自衛隊がすぐに動けるように待機している最中に、赤坂議員宿舎で「赤坂自民亭」という飲み会が開かれていました。アベ首相はじめ、防衛大臣、官房副長官、

法相が出席していました。それを写真とかビデオつきでツイッターで流していて、批判が広がっています。それに対して、防衛大臣はちゃんと連絡をとっていたとかいう反論を言っているのですが、酒を飲んでもちゃんと判断できるという論理なら、国会で酒を飲みながら審議をしてもいいという話になるし、飲酒運転だって許されることになります(後になって、これもウソだったという話になっていました)。

対策本部が立ち上げられたのは、気象庁が記者会見を開いてから、66 時間後です。なぜ、こんなに遅れたのか、その検証が必要です。これはわたしの一意見ですが(そういう推測をするひとは他にもいて、そう勘ぐられるようなことは政治家としてやるべきことではないと言い得ます)、アベ首相がフランスに自衛隊をつれてパレードに行く予定があって、対策本部が作られる中での外遊となると行けなくなる、行きにくくなる、行くと後から非難されるという思惑があったからだと思います。

さて、遅ればせながら被災地を訪れたアベ首相は被災地の復興ということでの「最高責任者」としてのパフォーマンスを演じようとしています。なぜ、「パフォーマンス」と書くかということ、そもそも最高責任者としてのハザードの解消ということでの責任をないがしろにして、しかも国の政治の責任において初期始動が遅れたということにおいて(飲み会に参加するのではなく、記者会見を開いて注意喚起と避難の呼びかけをする、災害対策本部を早々に立ちあげるなどの)自らの責任果たしていないことをさておいて、「首相がきたから、災害復興が進んでいく」ということを演じているからです。死者は帰ってこないのです。ちゃんと初期始動を早めていたら救えた命もあった、というところの責任ということをないがしろにして、しかもポケットに手をいれたまま、感謝状らしきものを読んでいるのを見ていると、責任という概念が壊れている、政治家としての感性が壊れているとしか思えないのです。政治家としての資質というより、もうずーっと、この間の首相の言動は、人間性を疑うようなことなのです。そのようなひとが首相の座にいること自体をどうして許してしまっているのでしょうか？ (み)

## HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

◆「反障害通信 71 号」アップ(18/8/17)

◆ホームページの更新作業、「反差別資料室 C」の充実が滞っています。特に、文献の整理が進んでいません。読書計画をかなり動かしているということもあり、そちらの作業がストップしています。立て直す中で、また進めていきます。

## 読書メモ

今回は、以前から続いていたマルクス研究の、最新の著作、張さんの本を読みました。後は、手話言語法制定運動関係での、「ろう文化宣言」の流れのひとたちの働きかけ文を読み、その流れで、「ろう文化宣言」の木村さんの積ん読していた本を読み、続いて、手話の文法の本を読みました。そこから、逆の立場、「手話はひとつ」ということを突き出している全日ろう連の重鎮の高田英一さんの本、以前 1 冊読んでいたのを、出版順からいうと逆に遡って、読みました。

・張一兵『マルクスへ帰れ—経済学的コンテキストにおける哲学的言説』情況出版 2013

この著者は南京大学の副学長です。廣松渉さんの著作の中国語翻訳が進んでいて、この著者も廣松さんをかなり評価しています。世界的には、アルチュセールと廣松さんから、前期マルクスが「フェイルバッハに関するテーゼ」と「ド・イデ」での転換、疎外論から物象化論への転換という押さえ方が出ています。張さんも一応その流れの中にあります。もっとも張さんは何段もの転換を押さええています。最初の青年ヘーゲル派からの第一弾の転換、経済学・哲学手稿での転換、「フェイルバッハに関するテーゼ」と「ド・イデ」での転換、『哲学の貧困』前後した転換、そしてグルントリッセでの転換、この本はまさにマルクスの思想形成と変遷史とも言い得る内容になっています。そして、哲学的転換における経済学学習の影響、逆に経済学での転換に哲学や社会主義的言説が及ぼした影響など、かなり独自の綿密な、文献を検証し、また語彙の使用回数から、思想的転換を検証する試みなど、膨大な精細な研究になっています。

さて、張さんの南京大学を中心とする中国のひとたちは、廣松シェーレのひとと交流していて、この本の翻訳の協力にもシェーレのひとたちが関わっています。ただ、張さん自身は廣松シェーレという範疇には入らないと思います。張さんは独自の立場をすでに確立していると思うのですが、廣松さんとの対話において、いくつか廣松さんの押さえ方への批判をしています。まずは、物象化と一般に使われている語を事物化ということばに変えています。Sacheを事物と訳するのはありかもしれないのですが、そもそも少なくとも廣松物象化論的には、物的世界観から事的世界観へという転換の中での物象化論なので、それを事物化ということばにするととも、廣松理論を知っているひとのことばの選択とは思えません。もうひとつ、エンゲルスのド・イデでの先行性という筆跡からする廣松さんの指摘を、張さんは清書しただけという押さえ方をしています。このあたりは、廣松さんの『エンゲルス論』などの読み返しをしないとわたしにはなんとも言えません。更にもうひとつ、廣松物象化論の核心は実体主義批判ということがありますが、張さんも実体主義批判はしているのですが、もう少し廣松さんが押さええている哲学史的なところからの実体主義批判との対話が必要になるのではとも考えています。

この著書はすごく文献を押さええて書かれているので、改めてマルクス、廣松再学習の中で押さえ直したいと思っています。

わたしにとって、もうひとつ、張さんのとらえ返しが必要になっていることがあります。それは張さんが『レーニンに帰れ』という本を書いていて、わたしは共産主義的運動の総括の核心が、マルクス・レーニン主義の総括ということになるのではという思いがあります。それで、革命史を押さえる作業の中から、レーニン第二次学習をしたところで、『レーニンに帰れ』を読みたいと思っています。張さんの思想には、中国共産党の一国社会主義建設論の影のようなことも感じているので、その観点をもったとらえ返しもしてみようと思っています。廣松さんには科学主義と人間主義の相克ということがありますが、張さんは科学的社会主義ということばを多用しています。これはまさに「官許マルクス主義」、主流のマルクス主義が多用していたことば、生産力至上主義のスターリン主義さらに、レーニン主義の影のようなことを感じています。

もうひとつ、この本を読んでいて感じていたこと。労働価値説を著者がどうとらえているのか、今ひとつつかめていません。最初、マルクス—エンゲルスはリカードらの労働価値説を批判していて、著者の押さえ方としてリカードらの「社会唯物論」をマルクスは評価するようになったという話ですが、わたしそれは労働価値説の二重性ということで、資本主義社会の分析的に労働価値説をとらえたということで、それ自体を物象化として押さえることだと思います。張さんがそのあたりをきちんと押さえているのか、ちょっとあいまいになっているようなのです。

更にもうひとつ、「歴史現象学」ということばも出てくるのですが、廣松さんを現象学者という指摘をするひともいるのですが、これは廣松さんの現象学との対話をみていると、そのようなことは廣松さんの論を押さえ損なっていると思ったりしています。これは、そもそも現象学とは何かということがあります。構築主義や物象化論は、それらは批判というところで展開していると押さえると、現象論的などところでとらわれということから批判するという意味では、そういう言い方もできないことはないと思うのですが、現象学との対話という面では誤解を生むとは思いますが。

さて、切り抜きですが、改めて読み直すので、簡単なキーワード的なメモ程度的になります。

テキスト語句頻度統計xiP・・・文献学的なところで使われている手法

廣松さんの物象化概念を事物化と置き換えることの提案xvii-xixP・・・廣松さんの物的世界観から事的世界観へ転換ということが押さえられていない Sacheを事物と訳せても、Versachlichungを事物化と訳すと、構築主義とか現象学とかいう議論が批判的などところを含んで議論されていることも含んで、物象化論として展開されていることが無になるのではないのでしょうか

途中の議論。院生に師を越えよという提起xxviP

5つの解説モデル2P

科学的社会主義7P・・・廣松さんの人間主義と科学主義の相克

廣松さんも人間主義に入れている？10P

領域を固定化してはいけない—本書は、哲学的などところからとらえる16P

レーニンのヘーゲル理解→経済学の理解なければ哲学が分からない17P

歴史構造環境論18P

二つの断絶説への反対21-22P

社会関係論←労働価値説47P

スミスはマニュファクチュアという時代での理論形成47P

スミスの「見えざる手」47P・・・ヘーゲルの理性の狡智

創造、実現、決定—労働価値説の3つの層53P・・・さらに物象化された労働価値説というところえ返しへ

理智（理性の狡智）—スミスの「見えざる手」61P

シスモンディ 倫理主義—小ブル 主体性の哲学 客観的な科学的抽象批判という内容ももつ80-87P

シスモンディ—「富学派」という批判→旧ソ連の「政治経済学教科書」82P

人間主義的経済哲学84P→フランクフルト学派につながる系譜86P  
プルードン 正義・善89P  
プルードンの社会的唯物論→史的唯物論ではない90P  
「所有とは盗みである」 プルードン→マルクス シスモンディもプルードンから90P  
「法の下への平等」－人権論批判 プルードン91P  
自由権 平等権 所有権 安全圏→ブルジョア社会では所有権が核心的権利91P  
ヘス93-121P  
倫理価値的批判－人間主義的批判にとどまっていた102P  
フェイルバッハに関するテーゼの前のメモはヘス批判  
ド・イデの共産主義の規定はヘス批判  
エンゲルス121-130P  
「クロイツハナ・ノート」の過大評価152P  
「ミル・ノート（「ミル評注」）」の重要性191-211P  
経済学から哲学 「経・哲」 哲学から経済学200P  
疎外という概念も経済学の未消化の中で201P  
利己主義201P・・・？主体性という問題  
障害者 ということばが出てくる205P  
「経・哲」の評価226P  
歴史的進歩250P・・・進歩史観－科学主義  
人間主義と唯物史観への端緒との矛盾263P  
人間主義的社会現象学285P  
労働というところからの人間主義の脱却311P  
レーニンのマルクスの関係性の端緒の把握312P  
「リスト評注」 ミッシング・リンク319P  
唯物論の二重の文脈332P・・・そもそも価値形態論の二重性の問題とつながる  
パラダイム転換危機期－過渡期338P  
フェイルバッハに関するテーゼのメモはヘスとマルクスの自らを超えるために←重要な  
「リスト評注」 346-7P  
行間を読む 構造主義の文脈的分析の法則347P  
経済学的文脈→マルクスの思想転換353P  
関係性の総体361P  
「特定の」「歴史的」「期間限定的」 362P→「一定の」 502P  
レーニン「史的唯物論」  
シュティルナー」の3つの自由批判 ブルジョア自由主義 社会主義の自由主義 (国  
家社会主義の総括) 人道主義的自由主義  
廣松の「ド・イデ」のエンゲルス主導説批判429P  
「一定の」の定在 「歴史的、現実的、具体的、社会的存在」 455P  
分業の転換点 分業から出発する465P  
思考経路1 2 467P

プルードンの誤り　ヘーゲル弁証法の無理解　経済学範疇への永久化　500P  
 社会—人間相互関係の産物501P  
 　「一定の」502P  
 一定の時代の性質自体503P  
 3つの「特定の」によって　歴史条件　生産力　社会形態504P  
 ヘーゲル弁証法　一切の社会的存在はすべて歴史的相対性と暫時性を持つ507P  
 ゾレンとザイン—神学と現世508P  
 現実の批判力—（史的唯物論に基づく）経済学—分業509P  
 メーカーヒカイト510P  
 ヘーゲル—フェイルバッハ—ヘス510P  
 飛翔への前段525P  
 現象学批判549P・・・現象学とは現象として現れていることから「本質」をとらえ返す  
 こと　「本質」批判　物象化論や構築主義批判と同じ構図  
 　グルントリッセ　経済学と哲学の双方向的働きかけ553p  
 実体的なものではなく機能的なもの　ポランニーの実体554P  
 自然物の上に立つ社会関係的存在555P・・・？スターリン主義　自然弁証法の上に立つ  
 史的唯物論と同じ論理  
 　多から一なるもの561P  
 廣松565-7P　廣松への現象学というとらえ方・・・物象化された（構築された）現象  
 進歩史観567P  
 転倒607P  
 巨大な歴史の進歩613P・・・進歩史観  
 脱—構築616P・・・ここでの脱—構築概念の使い方がおかしい  
 経済決定論—先富論を生み出す背景617P  
 　「・・・よりも好ましいとされることはまちがいない」（先有—現有—後有）619P・・・  
 発達史観←後期マルクスの共同体研究  
 　「人間悲劇になっている」622P  
 絶対的運動623P  
 史的唯物論は「関係実体論」626P・・・？  
 社会的先験性627P・・・カント  
 事物化—物神化627・・・物象化→物神化という展開　事物化→物神化にはならない、従  
 って著者の事物化という概念は使えない  
 　自由と平等は資本主義的交換関係を基礎に置いている633-4P→共同幻想  
 歴史的進歩634P・・・？進歩史観  
 交換で隠された資本主義的生産様式—特に生産と言うこと637P  
 　「ゾレン」　ヘーゲルの意味ではない疎外649P  
 疎外概念の再度の持ち出し　学ではなく運動主体としての定立653-4P  
 　2つの異なる疎外観654P  
 　3つの物神崇拜批判656P

中国は国家独占資本主義664P

「中国も含む」665P・・・社会主義ではないという自覚？

物的世界観から事的世界観へ679P

たわしの読書メモ・・・ブログ 448

・森壮也／佐々木倫子編『手話を言語と言うのなら』ひつじ書房 2016

これは全日ろう連の手話言語法、地方自治体レベルの条例制定運動に対するコミットメントとして作られたブックレットです。別にそのようなことは書いていないので、わたしの想起ですが。

1章は、「はじめに」として編集者の森壮也さんの概括、各章の紹介。

2章は、赤堀仁美・岡典栄「手話が言語だということは何を意味するか—手話言語学の立場から」

手話言語論の概説、手話の文法の話がでてきます。これについては、別に「手話文法試論」を書いているので、その文を書き上げる時に対話・織り込みます。

3章は、杉本篤史「手話言語条例と手話言語法—法学・人権保障の立場から—」

言語的マイノリティの立場での言語保障の問題での論攷です。「ろう文化宣言」での民族問題に比した言語保障ということがあり、そこからの論攷なのですが、全日ろう連も言語保障という観点はあるのですが、「手話はひとつ」という突き出しをしているので、そもそも「手話は言語である」という規定があいまいになっていって、このブックレットの表題がでてきているのです。ここでは、手話言語条例の内容の比較や進行状態について、くわしく押さえる作業をしています。また、手話だけでなく、マイノリティの言語保障の問題と繋げて運動していく提起をしています。このあたりでわたしの押さえる作業は、後述します。

4章は、戸田康之「日本手話言語条例を実現させて」

この著者はろう学校の教員で、朝霞のろう協会の会長で、朝霞市では、まだ日本では唯一の「日本手話言語条例」という、「日本手話」という名前を付けた条例を制定しています。この二つの立場から、「日本手話」という突き出しをする必要性を説いています。

5章は、森田彰・佐々木倫子「ろう教育における手話のあるべき姿」

二人は、ろう学校の教員で、各地方自治体の条例で、ろう教育における手話の位置づけを押さえながら、これから手話による教育をどう進めていくのかという話を書いています。

6章は、秋山なみ「手話言語条例が制定された県の取り組み」

著者は、ろう学校のろう者の教員で、教員採用試験・研修・現場における通訳保障がまだまだなされていない状況について書いています。このブックレットの中で、唯一日本手話ということに言及していない論文です。著者にも日本手話についての思いはあるかもしれませんが、実際のコミュニケーションをどうとっていくのかというところでの論攷になっています。

7章は、高橋喜美重・玉田さとみ「手話の言語法の意義—ろう児の親の立場から—」

2003年に日弁連にろう児・ろう生徒・その親たちから人権救済の申し立てが出されました。

そのときに、その申し立ての内容が日本手話による教育の保障をという提起だったのです。それに対して、全日ろう連は「手話はひとつ」という立場から批判の文を機関紙に掲載しました。それが、今どうなっているのかという問題があります。全日ろう連のホームページから、その文にアクセスできません。これについては、後述押さえる作業をします。

8章は、木村晴美「手話を言語として学ぶ・通訳する」

木村さんは「ろう文化宣言」を出したひとで、その流れの中で、日本手話復権というひとつの潮流を生み出されていて、このブックレットも一応その流れの中で作られています。三つの神話という形で現状の手話学習の進め方の批判をし、対応手話が未だに主流を占めるあり方の批判をしています。三つの神話とは、「普遍性の神話」「語源の神話」「日本語対応手話の先行に関する神話」です。これについて、また最後に書かれている手話通訳のあり方についての安藤一高田論文批判についても後述します。

さて、後述すると書いていたことをひとつひとつ書き置きます。

まず第3章。

そもそも「手話言語法」を何を根拠にして進めていくのかという問題があります。

手話通訳は長年「障害者福祉」というところで、取り扱われてきた歴史があります。「ろう文化宣言」は、民族問題からとらえ返した言語権の問題を突き出しました。おそらく、この本の3章の杉本さんの文はまさに、「障害者福祉」という概念から言語保障としての手話通訳への切り替えという提起をしているのだと思います。それは、そもそも「障害者福祉」ということが医学モデルに基づく「かわいそうな障害者をたすけてあげる」という恩恵としての福祉としてあり続けている歴史があります。もちろん、それに対抗する「権利としての福祉」というとらえ方があるのですが、この国の福祉関係の裁判では、最高裁まで行くと、「権利としての福祉か、恩恵としての福祉か」というところで人権派の弁護士さんたちは争おうとするのですが、ことごとく「裁量権の問題」で、はねのけられて来た歴史があります。それは、行政府や立法府の問題として「判断を避け、立法府・行政府に振った」というとらえ方もありますが、むしろ「裁量権」という言い方自体、「恩恵としての福祉」という判断になってしまうのです。したがって、「障害者福祉」の枠組みから脱するという一方で、「障害者の問題と言うよりはむしろ民族問題」という突き出しがでてきます。ただ、こちらの方で展望が開けるかという点、そもそも国の政治を司る国会においては、国家－国民の論理で進み、日本には長年、単一民族単一言語の国だという主張がありました。だから、多言語国家であることを認めさせるということのむずかしさがあります。そして、今、戦後政治の総決算というところで登場してきている首相の元で、民族問題でのヘイトさえ起きてきている現状もあります（さらに在日外国人無年金の問題が捨て置かれる現状も）。

さて、もうひとつ、言語権を要求していくときに、追い風となる動きがあります。それは「障害者運動」サイドから出て来た「障害の社会モデル」という考え方です。「障害の社会モデル」をわたしの補足も含めて簡単なことばで表すと「障害とは社会が「障害者」と規定するひとたちに作った障壁と抑圧である」ということになります。前に書いた「障害者福祉」の医学モデルでは、「かわいそうなひとを助けてあげる」という恩恵の福祉の枠組みで動いてしまうということになりますが、「障害の社会モデル」では、むしろ障壁



や抑圧の除去は社会の責任であるとなります。ただ、問題なのは、この「社会モデル」の考えは理論的に未整理なことも残っていて、またそもそも今のこの社会のシステム—世界観と根底的に相容れないことがあり、「社会モデル」の考え方を導入していると称する法律や条約など作られてしましますが、内実は医学モデルのままなのです。それは今の社会—資本主義社会の始まりの中で相即的に作られた世界観—近代的個我の論理に基づく「能力は個人がもっているもの」という考えから来ています。「恩恵としての福祉」に対する「権利としての福祉」の人権論自体が、「能力による差別は区別で差別ではない」としていません。だから人権論の枠組みでは、結局、闘えなくなるのです。だから資本主義社会の止揚として動く中でしか、「障害の社会モデル」は汎通的なこととして受け入れられないのです。そういうこととして、世界観をも巡るせめぎ合いとして始めるしかないことです（これについては話が長くなるので、わたしの『反障害原論—障害問題のパラダイム転換のために—』を読んでください）。

#### 第7章。

人権救済申し立ては、「ろう文化宣言」的なことに賛同するひとたちから出されました。それに対して、「手話はひとつ」という立場から、全日ろう連が批判の意見を、機関紙やホームページに載せました。そもそも、申し立ては、日本手話で教えるシステムを要求しただけで、他の教育の否定をしているだけではありません。そもそも「手話はひとつ」という考えでは、ろう者の手話の切り替えが起きている現実をどう説明するのか分からないのです。また、そもそも手話通訳自体が成立しなくなると思うのですが。

全日ろう連が進めている今回の手話言語法・手話言語条例制定運動の中で、「手話言語法案を「日本手話言語法案」という名称にしたり、「手話言語」とは・・・独自の言語体系を有する言語」という定義をしています。対应手話は、音声言語と「独自の言語体系を有する言語」とは言えません。「独自の言語体系を有する言語」という文言を外すか、「手話はひとつ」という路線を捨てるしかないと思います。大きな団体で色んな意見があり、要求を通すためにはひとつの団体として維持したいという志向があるのだと思うのですが、コミュニケーション方法の多様性というところで、情報・コミュニケーション法の方を先行させることではないかと思います。

#### さて、第8章。

「普遍性の神話」で、手話の文法の話が出て来ます。ネイティブでないところで手話を学んだひとたちが一番つかめないのが、NMなのですが、ブログ440の高田英一さんの本の中で、公的な手話とコミュニケーション手話という言い方も出ています。公的な手話ということでステージ手話とかいう言い方もあるようです。わたしはステージ手話も対应手話と日本手話に分かれると思うので、そういう分け方は手話のモード的にはありえないと思います。ただ、ステージの手話通訳も映像をとって大写しすることによって、表情は読み取れるのですが、その手段を使えないときには、NMを他の文法的手段に変えるということは日本手話の文法的にありえないのでしょうか？ その他手話通訳が介在することによって、日本手話の文法の枠内での転換ということが起きているのではとったりしています。日本手話を知らない者の戯言と批判されるのかも知れませんが。

「語源の神話」の話。これも、第2言語として手話学習した立場で、後発の手話学習者

の立場で、なんとか日本手話的なことにアプローチしようとする立場でいえば、語源を、「いろいろな説があり確定されたことではない、覚えやすく、「間違っ」て覚えなために」ということで、語源の話はかなり広まっています。それは対应手話的な発想なのでしょうか？ 例えば、手話を学ぶときに手形や手の向きや位置や動きの説明をすること自体も同じことだと思うのですが、どうなのでしょう？ 「京都市」の〈市〉は指文字の〈シ〉から来ているという話もだめなのでしょう？ 位相が違うことかも知れませんが、指文字を覚えるときも、母音と各行の冒頭もアメリカの指文字から来ているとかの説明もだめなのでしょう？ デメリットの話として、実際に使われるろう者的な変化―「音韻変化」―手話の繫辞的变化に対応できないという話ですが、それは手話の文法的な話として学習することではないかと思うのです。わたしは地域の講習会で対应手話を学んでしまったので、日本手話の学習法と言われるナチュラル・アプローチを体験していません。ナチュラル・アプローチという聴者が音声言語のあふれている環境で自然に音声言語を習得するように、日本手話も日本手話の言語環境の中で自然に習得するということだと思うのですが、第一言語が既に別に身につけているひとはどうするのかというイメージが今ひとつつかめません。たぶん、ナチュラル・アプローチで文法を学ぶということはないということになると思うのですが、第一言語をすでに身につけているひとは、第二言語を学ぶときには、文法も学ぶこと必要となるのではと思います。実際に日本手話の話の時には繰り返し、文法の話が出て来ます。

さて、「手話の語源」の話に戻りますが、確かにうんちくのようなこととして語源をひけらかすようなひとが出てくるのは問題ですが、「いろいろな説があり確定されたことではない、覚えやすく、「間違っ」て覚えなために」ということで、「音韻変化」―手話の繫辞的变化は「間違い」ではないということもきちんと伝えて「手話の語源」の話も使っていくというのはだめなのでしょう？

#### 「日本語対应手話の先行に関する神話」

対应手話を先に学んで、日本手話を後で学ぶと、先に入っている対应手話が、日本手話を学ぶ上で、害になることがある話、その話は大学で教養の物理の授業で、物理の教員が、「高校までに習った物理は忘れてください」と言って授業を始めたのを印象深く覚えています。そのような話に通じることとして、日本手話を最初にということを考えていました。国リハの授業の見学をしたことがあるのですが、一度是非、教え方のビデオでも作って欲しいと思うのです。

さて、最後に伊東論文の「ろう者の権利を守る通訳者」論や安藤―高田論文「すぐれた活動者としての手話通訳者」論を批判して、プロとしての通訳論を展開しているのですが、ヨーロッパでの介助論として、感情労働的なことを排して労働としてとらえるというようなことに通じているのですが、わたしは、このあたりは繰り返し出てくる「手話通訳の中立性論」にも通じていると思います。そこに差別の問題がないときには、単なる言語通訳、プロ的な通訳論でも構わないのですが、それは民族問題での言語通訳にも通じることです。例えば、日本の企業が海外進出して、そこでの通訳は労務管理の一翼を担う通訳というような問題も出て来ます。外交での通訳は、通訳はひとりではいいとはなりません。そこに利害関係があるとき、差別の問題があるときには、中立な通訳ということはありません。

ます。実は中立性論が出てくるのは、代行主義の否定という脈絡があるのです。一定の情報をもっているひとに、通訳者の判断を含めた通訳は、当事者主体の原則を踏み外すのです。この代行主義の否定ということと、中立的な通訳論の取り違えがこのあたりの混乱を生み出しているのです。断って置きますが、勿論通訳者は、利害が対立する差別者側の立場で出てくる場合もあるのですが、通訳者がどのような立場で通訳するのかが問われることがあるのです。このあたりは木村さんの政治嫌いや運動的な観点が希薄なところから来ているのだと思うのです。断って置きますが、政治への関わりや運動は好き嫌いの問題ではないと思います。木村さんが、ろう者が情報・コミュニケーション障害を被っている現実はどうコミットメントしていくのかの問題です。言語的少数者だから仕方がないという諦観にとらわれているのでしょうか？

さて、わたしは「ろう文化宣言」を出したひとたちと、全日ろう連との対話がちゃんと成立していないように感じています。このブックレットが対話のきっかけになって、論の深化からろう運動の前進がなしとげられれば、情報コミュニケーション保障が進んでいけばと願っています。この文も、そのことへの横レス的参画という意味がもてればとメモを残します。

たわしの読書メモ・・・ブログ 449

・木村晴美『日本手話と日本語対応手話(手指日本語)―間にある「深い谷」』生活書院 2011

これは「ろう文化宣言」の木村晴美さんの対応手話との対比での日本手話の話です。日本手話の文法のようなこと、なんとなく分かっているような気になっていて、この本を読む直前に「手話文法試論」など書いていたのですが、冷や汗ものです。間違っていて考えたことの修正も含めて、学習できました。「手話文法学習試論」に書き改めようと思っています。ただ、NMMについては、写真では見にくいし、それを書き言葉で表現するというのは余計難しいのだと思います。ナチュラル・アプローチで日本手話が自然に分かる中で自然に身についてくることもあるのだと思うのですが、かなりの歳になって勉強した立場では絶望的な思いにもとらわれます。

高田さんが日本手話と対応手話という分類に反対して、コミュニケーション手話と公的な手話と分類しているのはおかしいのですが、公的な手話ということを経験手話という言い方をしていることは、NMMを経験手話でやって、大寫しの設備がないとどこまで、見れるのかなという思いもふとわいてきます。目が高いろう者は見れるのかなということも考えているのですが、NMMを空間的表現で表現していくことも許されないのかな思ったりもしています。日本手話の分からない者の戯言かも知れません。

たわしの読書メモ・・・ブログ 450

・木村晴美『ろう者が見る夢―続々・日本手話とろう文化』生活書院 2012

これは「日本手話とろう文化」シリーズ第三弾です。わたしは、「障害者」の立場でろう者や手話の問題、ろう者と聴者-通訳者の関係を大枠押さえていた気になっていたのですが、

やはり当事者性そのものと、ずれたところで幅広いところの関係でつかんでいくことにはズレがあること、まだまだ不勉強なことを再度痛感していました。

ですが、ちょっと違うなということもあります。たとえば、「手話は心」の話です。これは、わたしのろう者の手話の先生も繰り返し話していた話です。聴者サイドで、自分の手話の未熟さを棚に上げて、こういう話をするひとは、そもそも何のために手話通訳をするのかということを押さえられていないのです。そういうひとは自分のために(労働として、プライドとして、自己表現活動として)手話通訳活動しているのです。ところで、プロとしての技術がそれなりにあるひとも、何のための手話通訳かということに欠落しているひとがいます。そういうひとたちに向けられたことばが、ろう者サイドから出る「手話は心」ということばなのです。ひとつ前の木村さんの本の読書メモのブログにも書きましたが、プロとしての言語通訳に徹するということでは、そこに差別の問題があるとき、きちんと対応できないとわたしは思います。そういうことも含めて「手話は心」ではないでしょうか？

たわしの読書メモ・・・ブログ 451

・岡典栄／赤堀仁美『文法が基礎からわかる 日本手話のしくみ』大修館書店 2011

日本手話の学習法とされるナチュラル・アプローチで、手話の文法学習というのは邪道ではないかという思いが、手話の文法の学習を遅らせていました。第二言語として学ぶときには、やはり文法学習は必要とされるのですが、でも、そもそも日本手話の文法の本はなかなか出て来ませんでした。市田さんの雑誌『言語』での連載に文法の話があり、買い求めて読んでいました。でも、本の写真での学習はなかなか写真そのものがよく見えません。まして、NMとなると、ほとんど見れません。それに文法の本に出てくる音韻論とか、いうことにそもそも音のない世界に、音なのかということに抵抗感があり、それも学習を遅らせていました。音声言語の音韻論を援用した、手話は言語という説明には必要なのでしょうが、手話は言語ということが確立すれば、別の表現に転換していくことでないかとの思いがありました。この書は、ずっと前に買っていたのですが、そんなことで、読み出すまでに遅れていたのですが、この間の手話関係の学習で、やっと気を入れて手にした次第です。

よくまとまった文法の書、バイリンガル・バイカルチュラルろう教育センターのHPから動画も見れるようになっていて、これが理解を助けてくれました。入門書としてすごくわかりやすい本です。

たわしの読書メモ・・・ブログ 452

・松岡和美『日本手話で学ぶ 手話言語学の基礎』くろしお出版 2015

この本は、日本手話の言語学のまさに基礎を築いた書として、これから多くのひとが手にしていくかと思います。

音声言語との比較言語論的な、しかも他のネイティブ手話との比較、他の音声言語との

比較も含めた、かなり言語学的専門性をもった書です。しかも、文法だけでなく、「ろう児の手話の発達」の章があり、最後の章に「手話研究を行うために」という研究者への姿勢とか、手引きとかも書いています。まさに共同研究を呼びかけ、聴者・ろう者の研究者を育てるという観点までもった感銘的な書です。

また、この書は日本手話の研究者のサポートやろう者の協力を得て作られています。しかも、DVDがついていて、各章を担当するひとが日本手話で説明してくれていて、CLとかNMとかが見れます。日本手話を見れるということでもすごく学習になります。

この本で注目すべきことはもうひとつ、音声言語との比較言語論から、日本手話の言語学を論じているので、音韻ということばが使われ続けているのですが、本の中に構成素ということばがでできます。言語学としては、しばらく音韻論ということばが使われるかと思いますが、「日本手話を音声言語とは独立の言語というならば」、日本手話の文法学習書で、「日本手話語彙構成素」という言い方になっていくのではと、素人の臆断と笑われることと思いつつ、考えていました。

たわしの読書メモ・・ブログ 453

・高田英一『手話教育今こそ！—障害者権利条約から読み解く』星湖社 2012

全日ろう連で長く理事長を務めた高田さんの本です。

ろう者に対する、手話に対する差別に対する怒りをもって運動を進められてきたのだと、運動の先達として、先人の運動があればこそ、現在の運動があるというところで、敬意をもって本を読んでいました。

ただ、運動は前に進めなければなりません。論として深化させないといけないので、どうもおかしいと思うことをあえて書かざるをえません。

ひとつは、手話はひとつとしつつも、コミュニケーション手話とフォーマルな手話な手話という分類をして、公的な場ではフォーマルな手話を使えるようになるべきだという論になっているようなのです。最近日聴紙に掲載された全日ろう連小中副理事長の論文(ブログ439参照)に「1990年代まで、日本語対応手話が正しい手話とされ、日本手話より社会的上位に位置づけられ」と山内氏が述べている事実はありません。」とあり、それに対して、わたしは木村晴美さんが「公的なところで使う(対応)手話が正しい手話で、デフ・ファミリーで日常的に使っている(日本)手話を恥ずかしい手話だと思っていた」という趣旨のことを書き提起たと指摘していたのですが、そもそも高田さんのフォーマル手話とコミュニケーション手話という分類自体がまさに、そのことの論拠としてあるのではないのでしょうか？たとえば、書き言葉でも文語体、口語体があります。講義をするとき、生徒と対話しながら話をする教員と一方的にノートのようなことをしゃべるひともいます。コミュニケーション手話とフォーマルな手話という分類の仕方は、そもそもそのようなことだと思うのですが、実は、そこで展開されている内容は、やはり日本手話と対応手話の違いなのではないのでしょうか？最近木村さんもその共著者になっているブックレットが出されました(ブログ448)、そのブックレットと対話すると、対応手話と日本手話の違いを押しえた上で、対応手話は手指日本語で手話とは言えないという主張にしない限り、「手

話はひとつ」ということは言えなくなります。そもそも「日本手話言語法案」で「手話言語は独自の言語」という突き出しをしているのですが、対応手話は「日本語」と別の言語体系をもっていません。そもそも木村さんが出した「ろう文化宣言」以降、日本手話の文法の話が出されてきているのに、全日ろう連の「手話はひとつ」という突き出しの中では、日本手話の文法の話が皆無なのです。全日ろう連は大きな団体で、さまざまな意見がある中で、ひとつの団体として維持していくために、「手話はひとつ」という突き出しもしているのかもしれませんが。そして、現実的必要性から、日本手話と対応手話をきちんと区別することを、混乱を生むと批判しているのですが、逆に「手話はひとつ」ということ自体が混乱を生んでいるのではないのでしょうか？ そんなことを言っていると、手話通訳自体が困難になりますし、手話学習も進みません。特に、日本手話の読み取りができない、またろう者と難聴者の会話さえなりたたなくなります。

そもそも、「ろう文化宣言」が出て四半世紀近くになろうとしているのに、その「宣言」との対話、「宣言」を巡る対話がきちんとなされているとはとても思えません。

ちゃんと対話をし、論を深化させないと、手話言語法の制定運動自体が危うくなるのではないのでしょうか？

さて、もうひとつは、「社会モデル」ということへの著者の共鳴があるのですが、著者の「社会モデル」の中身がわたしにはちっともとらえられないのです。わたしは「障害とは、社会が「障害者」と規定するひとたちに作った障壁と抑圧である」と規定しています。もっとも簡単な表記は、「「障害者」が障害をもっているのではなく、社会が障害をもっている」ということになります。さて、著者は「改正障害者基本法」を「社会モデル」に基づく法という政府見解を書いているのですが、その後の「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」も含めて、その条文をみていくと、「社会モデル」の説明をするところ以外の、障害 障害者 ということばは明らかに、「障害者が障害をもっている」という内容になっています。これらの法案は、障がい者制度改革推進会議で議論されていて、骨格提言されていたことを棚上げにして、官僚が押しつけた案で法律が作られています。そして、官僚案の提言の際に、「障害の社会モデル」に基づく提案ということを書いていたのですが、それを言っていた官僚は「社会モデル」のイロハも知らなかったと言わざるを得ません。この話を書き始めると、終わらなくなるので、わたしの書いた本を参照にしてください。このことと相俟って、著者は「国際障害者年」のスローガンの「完全参加と平等」ということばを繰り返かえしています。わたしが手話を地域の手話講習会で学んでいたときは、丁度国際障害者10年の間で、このスローガンに直面していたのですが、わたしは手話を学ぶということは、「ろう者社会への聴者の参加」ということだと感じていました。なぜ、「障害者」がこの差別的な社会に参加しなくてはいけないのか、これは、差別されるのはいやだ、差別する側になりたいということではないかと。そもそも「社会モデル」というとき、差別社会への批判があるはずなのです。そもそも、「社会モデル」は「障害者」が健常者に近づくべく変わるのではなく、差別的な社会を変えるのだ、というところで突き出されたのではないのでしょうか？ 差別に対する怒りをもたれている著者が、なぜ、「完全参加と平等」とかいうところや、政府の「社会モデル」のウソ八百に乗られるのか、どうしても分からなかったのです。

手話の語彙が少ないという話に著者は繰り返し批判されています。実は、この著者の前のブログとりあげた本とこの本は出版された年が逆になっています。だから、この本が出された後の著書で、手話は語彙が少ないと言うことで、新しい手話創りに入られたという話が出て来ます。

わたしが聞いた話では、手話通訳の制度化要求の交渉をしているときに、官僚から「手話は語彙が少ないから日本語の正確な通訳はできない」と言われて、新しい手話作りを始めたという話がありました。高田さんの前の本では「官僚の意見を参考にして」というような内容になっています。高田さん自身がこの本の中で、「語彙が少ない」というような話へのするどい批判をされています。きっと、現実の交渉の中で、官僚ののりくらりとした答弁の中で、現実的にどうするのかということで、語彙を増やすための新しい手話作りに入られたのでしょうが、そもそも官僚たちの答弁自体を卓袱台返しをする勢いで徹底的に批判されることではなかったかと思うのです。実は、わたしも「障害者運動」の端っこでの役所とかの交渉に参加の中で、役所ののりくらりとした、時間が過ぎたら打ち切るということを経験していましたので、怒りを抑えて実を取るということで選択された路なのではと、むしろそこにおける悔しさを想起もしているのですが。

さて抜き書きです。

「シムコムを「日本語対応手話」という言語に翻訳するのは誤訳です。」23P・・・訳していない、声を出しながら手話をするに対応手話になると言う指摘をしているだけでは？

「宣言の執筆者後に「日本語対応手話」を「手指日本語」と言い換えています。これにも無理があります。」24P・・・逆、そもそも「手指日本語」という言い方が主で手話ではないとまで言っていたのを、対応手話という言い方も容認するようにしたのです。

コミ手話—フォーマル手話(かつてはステージ手話と言っていた)という対比24P

表1 「不規則 文単純 語彙小」24P・・・「言語をこのようなところで比較することはおかしい」と言っている(た)こととの矛盾

手話を分断、ろう者を分断、手話通訳者を分断・・・文科省が引きずられていることも批判24P・・・ちゃんと、論理的に押さえる必要、対話できていない、とりわけ文法というところからの押さえ直し、文科省が引きずられているのは少しは論理的思考をしている結果では？

「表情をつける」26P・・・対応手話的表現、日本手話では表情は文法という意味もあるのでは？

「それを佐藤先生はテレビの視聴者に向かって「日本語対応手話」、私のいうフォーマル手話で説明するのです。」26P・・・ろう者である佐藤先生は、相手に合わせて切り替えをして対応手話で話すときもあるというだけでは？ それにしても、やはり対応手話=フォーマル手話という構図が明らか フォーマル手話 コミュニケーション手話の対比は、書き言葉における文語体と口語体の違いのレベルではないか？

「まず話し言葉の獲得、そして初歩的な書き言葉の獲得、次いで文字を学ぶことで、本格的な書き言葉の獲得に取りかかります。」28P・・・論拠が分かりません。文字を学んでから書き言葉の獲得になるのではないのでしょうか、著者のフォーマル手話への思い入れか

ら、こんな話が出てくるのでは？ どうも文語体のことばがフォーマルということに繋がるようなので、このような順番が入れ違う事が起きているのでは？

「最初は周りの身振り、やがて手話を見るとはなしに見ながら・・・具体的には父母などのやさしい語りかけで、・・・手話の行き交いのうちに習慣的に身につけていくべきなので。」 30P・・・これは日本手話の、著者のいうコミュニケーション手話の習得方法です。ですが、デフ・ファミリーでないと、このようなことは、少し遅れてのろう学校での学習にしても、日本手話の学校にしないとつまづきます。

「彼らはコミュニケーション手話はすでに使えるようになってはいても、フォーマルな手話を話すにはいささか困難を伴っているでしょう。」 20P・・・デフ・ファミリーでもない限りそんなことはない。そもそも著者は、コミュニケーション手話→フォーマルな手話というところへの展開を発達としてとらえているのではないのでしょうか？

「いつまでも子どもたちに合わせているだけでは発達、発展は期待できません。」 31P・・・子どもたちは言語の自然性において日本手話を習得するのであって、その自然性に反して聴者の音声言語に合わせる対応手話を押しつけるのはファシズム的なことではないでしょうか？ きつい言い方を敢えてしますが、「手話はひとつ」というのは、むりやり1つに統一しようという、まさにファシズム的な発想なのです。

「コミュニケーション手話からフォーマル手話へ、さらにフォーマル手話から文字へ、さらに書き言葉の獲得という発展の過程たどることができるはずなのです。」 31P・・・これは、聴覚口話法が書記言語の獲得に有利という論理と同じで、そもそも文字、書き言葉の習得を日本手話の習得からバイリンガルの獲得していくという実践がその反論になっているのではと思います。もう一つ書いておくと、28Pに書いていることと矛盾しています。

佐藤先生には、「日本手話」と「日本語対応手話」は違う、「日本手話」こそ正しい手話という信念があります。」 31P・・・著者にも「フォーマルな手話」こそが正しいという信念があるようです。

佐藤先生の批判が続きます 32P・・・ろう者は現実に合わせて妥協を強いられます。それを揶揄するのはどうかと思います。また、筆談ができるろう者は、正確にコミュニケーションをとるために現実の技術では通訳を介さないということはよくあることです。反差別の運動を進めるものは、運動がそこまで至っていないという反省なしに、そのような妥協を批判することではないと思います。

「少なくとも幼児段階では、言葉は教えて身に付けるのではなく、自然の習慣のうちに獲得するものです。」 33P・・・幼児期だけにとどまらない、ろう者の自然言語としての日本手話の獲得の問題

「「障害者権利条約」は「医学モデル」と「社会モデル」の重層的構造を前提にしています。」 34P・・・「障害者権利条約」は、「医学モデル」から「社会モデル」への転換への失敗作。

「聴覚口話教育」 35P・・・「日本語」(音声言語—書記言語)を直接習得させようとして失敗した教育方法

「「社会モデル」は「医療モデル」を排除するものではありません。障害とは一面インペアメント(身体的損傷)です。だから「社会モデル」は「医療モデル」とお互いに補い合う



関係にあります。」44P・・・そもそも「社会モデル」がどこから出て来たのか、「社会モデル」はイギリス障害学から来ているのですが、第一世代はインペアメントをカッコでくくった(現象学的アポケー)という言い方もされています。これは対になっていることばで、そもそも「医学モデル」(「医療モデル」という言い方は医療を否定するのかという混乱したはなしになるので、わたしは使っていません。)を否定するところから「社会モデル」がいずれも対的に出て来たはずなのです。この話は、後の抜き書きメモで少し展開しますが、以前本を書いたので、そちらで。

54P「社会モデル」ということばの意味を、「社会」という観点から、問題をとらえるというようなところで使っている。

「語彙に過不足なし」48P・・・言語論の基本、なぜ新しい手話創りに入ったのでしょうか？

同じ言語論的な主張、語彙の多少に対する主張への差別という観点からの反批判は92P98P

「手話が使えても健聴者は「ろうコミュニティ」参加することはありません。」58P・・・コーダは一定参加しえるのでは？

「障害者制度改革推進本部」「会議」82P・・・これは正式な名称ではありません。「害」は「がい」となっています。このことは当初から「社会モデル」の考えがなかったことを示しています。(NHKは「障害者」ということばを「障がい者」に変えて欲しいという視聴者の提起に、「社会モデル」という考え方で変えませんと答えています。「害」という漢字をひらがなに変えるということは、「害」という漢字はイメージが悪いからということでひらがな表記を始めたひとがいたのですが、それは「障害者が障害をもっている」という医学モデルから来ているのですが、「社会モデル」からする障害のとらえ方は、「点字ブロックの上に自転車をおくと白杖のひとが歩くのに障害になります」ということで、障害は悪いことで、むしろ悪いということ突き出す必要があります。それが「社会モデル」的な「社会が障害をもっている」とする障害の考え方です。)

(政府の推進会議での「社会モデル」の考え方を新聞発表からとして)「わが国の障害者制度、施策は従来は身心機能を重視する「医学モデル」であった。これからは「障害者権利条約」の理念に沿って障害概念の拡大を図ると共に、社会参加を重視する「社会モデル」への政策の転換を図る。」82P・・・このような話は、制度改革会議の議論が進む中で、骨格提言としてなされたことを反故にして官僚から新しい改正障害者基本法案が持ち込まれたときに、その官僚がうそぶいていたことですが、まさにその案は従来障害の医学モデルでしかなかったものです。その後、出されて施行された法案も、医学モデルに基づく障害概念でしかなかったのです。実際に、法案の中に出てくる障害や障害者ということばをひとつひとつ、とらえ返していくと、「障害の社会モデル」という言葉を使っているところ以外は、「障害者が障害をもっている」というところでの「障害」でしかありません。「社会参加」を図るためには、「社会モデル」的な意味での障害を取り除く必要があるというのが、「障害の社会モデル」の考えです。それは単なる法制度の整備という問題だけではありません。「障害者が障害をもっている」とか、福祉制度が恩恵としての福祉に落とし込められているとか、そのことを支える「能力を個人がもっている」とかという世界観の転換まで、

必要になるのです。

「このように、「社会モデル」と「医学モデル」は対立する概念ですが、しかし、それは二者択一となる概念ではなく、ICFはこれらの対立モデルの統合で、障害を説明し、「完全参加と平等」を目指そうとしています。」86P・・・ICFは統合とっていますが、そもそも「社会モデル」は「医学モデル」からのパラダイム転換という内容があったのです、それを押さえきれなかったICFは失敗作なのです。それは「地動説」から「天動説」の世界観の転換が起きたのに、それを「地動説」と「天動説」の統合を試みるというような論攷なのです。

「通訳は100%完全に可能です。」99P・・・翻訳自体のむずかしさ、「外国語と日本語の音声語の正確性は、練達の通訳者の同時通訳で90%程度とされている」100P

「聴覚口話・障害者」102P・・・マージナル・パーソンになる

「イメージ」110P・・・三項図式に陥っていて、言語と意識対象の関係がつかめない。  
カントの物自体論

「完全参加と平等」113P・・・「社会モデル」的な障害の除去との取り違え、独自のコミュニティの形成という観点が抜けている・・・ここでいう「社会モデル」的障害とは、「言語的マイノリティの言語—手話を日本語のひとつとして認めず、情報・コミュニケーション保障が為されない中で起きている障害」。ちなみに関係論的にいうと「ろう者は音声が開く事ができない中で発話ができないという面があり手話を第一言語にしている、手話ができない聴者との間に障害が生じている」となります。

「コミュニケーション手話からフォーマル手話への発達」113P・・・そもそも、その2つの押さえ方がおかしい、言葉通りにいうと、ざっくばらんな話し方と格式張った話し方ということで、実際のそこにある、文法の違いを押さえた別の言語体系というとならえ方がないので。結局、発達ということは著者が批判している言語の優劣に陥っているのです。

「この技術の完成は一にろう学校の先生の努力に掛かっています。」114P・・・ろう教育のあり方は、むしろ、ろう者の手話研究も含めた教育のあり方の議論が主導することではないでしょうか？

「そして手話は「コミュニケーション手話」だけでしか話せない人も多いのです。」126P・・・むしろ日本手話の話し手の方が文字の獲得ができるのですが、モノリンガルの聴者は多いのにどうしてろう者がバイリンガルを強要されるのかということのパティ・ラッド/森壮也監訳『ろう文化の歴史と展望—ろうコミュニティの脱植民地化』明石書店 2007(プログ51)で書いていました。

「分かり合える」127P・・・同じ風土で通じ合えると言う問題はあるにせよ、通訳はいらないという意味？ 口語体、文語体の違いを言語体系の違い、文法から違うということの取り違え

「音声と音声語は区別して考えれば、音声語から文字が生まれたのではなく、音声から文字が生まれ、その文字によって音声語が生まれたことが分かります。その逆ではありません。」140P・・・意味が分からない。文字のない言語はどうするのか？

「手話文字すなわち「イラスト」」140P・・・記録媒体としては、ビデオ映像がイラストに変わりうる

「一次的言語(コミュニケーション手話)をしっかり習得してから、二次言語(フォーマル手話)を習得させ、それと平行して文字を教え、単語、文を教えるということになります。」145P・・・「二次言語」は対応手話という意味では経る必要はないのでは？ 文字は一次的言語とは別の言語体系。

「ろう者観」を強制176P・・・著者も自身の「ろう者観」を強制？

「上から目線でサンクチュアリ(聖域)を設け、議論を拒否する権威主義的姿勢が垣間見えます。」178P・・・著者のDプロに対する姿勢にも？

最後の文 内部議論で解決という踏み出し200P・・・ちっとも踏み出していないのでは？

たわしの読書メモ・・・ブログ 454

・高田英一『手話の森を歩く一言語としての手話 その秘密をさぐる(手話コミュニケーション双書)』全日本ろうあ連盟出版局 2003

高田さんの本の続き。出版順からいうと逆に読んでいます。

日本における「聴覚障害者団体」の最大の組織を担われ、特に理論的なことを主導されたひと、差別への怒りと批判、その運動への思い、そして、政府・官僚たちの手話や言語的マイノリティへの無理解の中で、コツコツと積み上げてきた運動のねばり強さを感じます。この本を読んでいると、高田さんの論形成の原型がここにあり、こちらの方が差別に対する怒りがストレートに出ていると共鳴できるのです。この本の原稿の書かれた時期と現在への変化を感じています。大きな組織を維持していく、そして組織化していくという思いでの、論形成への影響ということも感じてしまいます。「手話はひとつ」ということを突き出している全日ろう連、その中身は、変化してきているのですが、それは組織を1つにまとめようとしているところから出ていることだと、とらえられるのです。

理論家として多くの文を書かれ、その名を冠した論文も多く出されていること、細かい点で違和があっても、基本線はまさにろう運動を牽引していく論文だったと感銘しています。

さて、若干の異論のようなことは切り抜きメモで。

方法論的手話の話 文法的には日本語 26P・・・対応手話のこと このころは日本手話と違いをちゃんと押さえていたようです。

手話の語彙の数をいうのは言語論的におかしい31-34P・・・なぜ新しい手話創りに入ったのでしょうか？

手話の造語能力36P・・・ここで手話の語彙構成論が出て来ています。さらに、表情とか視線も手話構成論・・・これは手話の文法の話につながるはずなのにどこからずれていったのでしょうか？

トータルコミュニケーション批判として-「ろう者の決め手(コミュニケーションの核)が、手話である」49P

コミュニケーションは情報伝達だけでない「交わり」51P・・・情報保障とコミュニケーション保障の関係

サル学にみるコミュニケーションの「交わり」53-4P

シリコン・バレーにおけるノウ・ハウ(Know How)ならぬノウ・フー(Know Who)の重要性  
56P

上部構造としての手話の位置 ろう者の現実生活の中から生まれた手話61P 経済的社会的文化的関係の中における手話

「このような集団論議による目的意識的な手話創作は日本だけの現象といえる」97P・・・  
言語論的なおかしなことだから日本だけ

「手話に助詞はなく」104P・・・手話の助詞は指差しやNMの中にある、著者がとらえられていないだけ

住んでいる地域の優先の原則109P→『わたしたちの手話』の編纂を通じた全国共通化110Pと矛盾、これが現在の語彙の共通化のみならず、モードの違いも無視する混乱→その背景にはろう者組織の統一という思い

この辞典(『日本語-手話辞典』)がちょうどよい行司訳を果たしてくれる」115P・・・109Pと矛盾

「手話に対応する日本語の収録が少ない」116P・・・???「手話-日本語辞典」の話、そもそもこの日本語は「日本語」

「方言」116P・・・方言というのは標準化がなった後に対比されること、無理矢理標準化して地域のことばを「方言」というのはおかしい

通訳作業-場面通訳と手話通訳活動の区別174P・・・後者に社会運動としてのろう運動への参画という意味を込めているのでは?

コミュニケーション保障(情報保障)というところから場面通訳もとらえる129P

「わが陣営の理論的貧困」の自己批判168P・・・あまり自己批判しているようにはとらえられないのです。

追記

安藤・高田論文がいくつか出され、全日ろう連の運動の基調になっていることがあり、そのひとつの読書メモ

安藤・高田論文

「日本における手話通訳の歴史と理念—第8回世界ろう者会議提出論文(1979年ブルガリアで開催)—」(『手にことばを(上級用)』社団法人東京都聴覚障害者連盟 2008所収)

「ろう者の権利を守る手話通訳」67P・・・「守る」は、ことばの選択を間違えているのでは?←守るのはろう者自身、代行主義批判。手話通訳が担うことがあるのは、情報障害を越えるろう者自身の運動を支える活動

(編集後記)

◆今年、経験のないような酷暑、それ自体、「わが亡き後に洪水は来たれ」という資本主義の精神の中で、環境問題を放置してきた付けなのですが、なんとか、きもちを維持していくことさえ大変です。いろいろこれでもかという政治状況、問題もとらえてはいるので

すが、運動側でも、いろいろ起きて、改めて新しい路をさがしていかなければなりません。兎も角、定期刊行できたこの「通信」を充実させ、ちゃんと外へ向けて発信をしていこうと思っています。

◆「巻頭言」は、今のあまりにもひどい政治的情況の中で、そもそも天候不順ということが、純粋な自然ということではなく、政治につながっているということを、「赤坂自民亭」につなげて書いてみました。

◆「読書メモ」は、マルクス関係学習の続き、そして、手話言語法関係で起きている議論から、「宣言」的な流れのひとの本を読み、「宣言」を出した木村さんの本を読み、日本手話が独自の文法をもつということを改めて押さえるために文法の本を読み、論争の一方の当事者の全日ろう連の重鎮高田英一さんの本を

読みました。今、積ん読している手話関係の本を読み続けていて、歴史研究をお預けにしています。何かあせり始めています。焦っても、却って読めなくなるので、気を静めて読み解いていきます。

◆ずーっと前からですが、安倍政権になって以降特に、政治家の自分の発言が何をもたらすのかを考えられないような発言が続いています。極右水田議員のLGBTのひとたちへのヘイト発言「生産性がない」という発言は、自民党本部前のLGBTのひとたちのカミングアウトも含んだ抗議活動を生み出したのみならず、子どもを産む・産まないというところで女性を価値付ける、子どもを生産物というもの扱いしている等々、色んな批判を引き出しました。「障害者」サイドでも、「難病」の関係者から批判のインターネット署名が、あまり政治的な活動の少ない「障害者運動」関係で、しかも直接に「障害者」差別を意図した発言ではない中での反応です。これは過去の優生保護法下での優生手術への損害賠償の提訴とも繋がっていきます。現実のいろんな「障害者運動」の中での議論が、たとえば、脳死・臓器移植の問題、ALSのひとたちの人工呼吸器装着の問題、「遷延性意識障害者」の問題、それらの運動の関わりの中で、この「生産性」ということばが、「障害者」の存在を否定する言葉として響いたのです。

この問題は、共産主義志向の運動の総括の問題もからんできます。むしろ初期優生思想の広がり「社会主義者」果たした役割ということがあります。そして、そもそも「社会主義の建設のためには生産性をあげなくては」というかけ声の中で、テーラーシステムの導入など、労働者への搾取と抑圧という事態も生じていたのです。だから、そのことも含めた、過去の運動や思想の総括が今、必要になっているのです。「障害者運動」で議論されていたことを社会変革志向のひとたちへきちんと伝える作業が今必要になっているのです。

## 反障害－反差別研究会

### ■ 会の方針

「障害とは何か」というところでの議論の混乱が、「障害者運動」の方向性を見出していく作業を妨げています。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換をなそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、医学モデルへの舞い

戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作られています。そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この会でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論形成のためにあります。会としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起しています。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされてきました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのこともとらえ返しなが、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進め理論形成していきます。そして、「差別はなくなる」とか「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過去の社会をかえようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別ということをキー概念としながら議論していきたいと考えていきます。

#### ■連絡・アクセス先

Eメール [hiro3.ads@ac.auone-net.jp](mailto:hiro3.ads@ac.auone-net.jp) (三村洋明)

反障害一反差別研究会 HP アドレス <http://www.taica.info/>

「反障害通信」一覧 <http://www.taica.info/kh.html>

反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3>

ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>